

都市整備

普通財産の管理処分について

次の2点について伺う。
1 普通財産の無償貸付けについて

2 湯本大橋下(有料)観光駐車場の処分について

A

湯本大橋下駐車場の普通財産の貸付けにあたっては、地方自治法第238条の5第1項の「普通財産の管理及び処分」の規定に基づいて、貸付けを予定しており、貸付対価については、ご協力いただける駅西側広場の地権者や構内権者が現状の機能を損なうことは、通常の受忍の範囲を超え、特別な犠牲を課す事案であり、構内権者が地権者と締結している賃借権も存在しているので、無償貸付を予定している。

なお、町の条例上の規定では、普通財産を無償貸付できる事案として、一般のケースは該当しないので、地方自治法第96条第1項第6号の規定による議決事件として、議会に提案したい。

2 点目について、箱根湯本ターミナル整備の一環で、湯本大橋下駐車場を隔地タクシープールとして、貸付けるにあたり、橋の下の部分は、行政財産であるので、道路法に基づく占用許可申請による手続きを受け、それ以外の普通財産については、議決を得たうえで、同法第238条の5の「普通財産の管理及び処分」の規定に基づき、それぞれ占用許可や貸付契約を予定している。



湯本大橋下観光駐車場

財務

公用車に代わる移動手段としてオートバイや自転車の利用について

次の2点について伺う。
1 町が使用している公用車の燃料代は、

2 当町においてもオートバイや自転車を利用しているのか、また、今年度の状況について

A

平成17年度は、1,021万9,984円、平成18年度は、2,967円、平成19年度は、1,135万1,079円、平成20年度は、1,381万9,384円となっている。

また、今年度の状況については、原油価格がこのまま推移するとした場合、全体で約270万円の不足額が生じることが予想される。

2 点目について、自転車については、その機動性が山岳地という地形あるいは厳しい気象条件下で発揮できるのか疑問であり、また、オートバイに関しては、これらを含めたうえで、構造上の問題からひとたび事故を起こすと、重大な悲惨な結果になることが懸念され

ることや税等の徴収に関しても2名体制で行うので、複数の二輪車を用意しなければならぬなど、効率の面からもデメリットのほう

が大きいのではないかと考えている。

これらの諸条件を踏まえ

ると、なかなか厳しいものがあるが、その活用については、CO2削減や経費削減を目的に、より良い方法を研究してみたいと思っている。



公用・緊急車両専用駐車場

企画

2市8町の合併問題について

次の3点について伺う。
1 多くの住民が出席しなかった今回の

2 任意の合併協議会には、絶対参加しないと表明すべきではないか

3 町独自の5年間の財政推計に基づいて、各自治会

単位で自立したまちづくりについて、住民と話し合いを行っていくべきではないか

A

前に概要版を各世帯へ配布した他、広報・回覧板を使い、広く広報をした結果、99人の出席であり、今までも、まちづくり懇談会やフォーラム等の開催をしているが、出席者は同様の状況である。

いずれにしても、多くの

併する、参加しないから合併しないということではな

く、2市8町がお互いに議論をし合い、研究する場であると理解しており、これらの情報を町民の皆さんに提供することも、必要であると思っている。なお、合併は、行政主導ではなく、あくまでも民意を尊重するということであり、私の考えは今でも変わっていない。

3 点目について、この概要版の財政推計は、一定条件を設定しての推計であることから、町の真の財政状況がわからないこともあるので、整理ができ次第、住民サービス等の資料も含め、なるべく早い時期に、住民の皆さんへ説明するための場づくりをしていきたい。

人に関心を持っていただき、集まっていたかどうか。2 点目について、任意合併協議会に参加したから合



東西地域市町の合併について考えてみませんか?